

東 労 発 基 0811第 1号
令 和 3 年 8 月 11日

東京都福祉保健局長
東京都生活文化局長
各 区 市 町 村 長
各 種 団 体 の 長

} 殿

東京労働局

雇用環境・均等部長

労働基準部長

業務改善助成金制度の広報周知について

(広報誌への記事掲載等をお願い)

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、現在手続き中ではありますが、東京地方最低賃金審議会において

時間額1,041円(引上げ額28円)に改正して、本年10月1日から発効する
との答申がされております。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられているものであることから、厚生労働省では、最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者の方への支援を目的として、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、特に業務改善助成金制度については本年8月から内容を大幅に拡充して使いやすくなったところです。

本件趣旨の御理解を賜り、改正後の業務改善助成金制度を少しでも多くの方々にお知らせするため、別添広報文例の内容を貴職発行の広報誌に掲載いただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、令和3年度については「業務改善助成金コールセンター」を設置し、同助成金に関する相談をお受けします。

また、制度の概要について、厚生労働省YouTubeでもご覧いただけます。(概要編：<https://youtu.be/fIcpDJNwQEQ> 手続き編：<https://youtu.be/BUpktPIJ-So>)

(本件広報担当)

東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (佐藤・江添・柳)

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

電 話 (03) 3512-1614 (直通)

FAX (03) 3512-1558

業務改善助成金制度改正のお知らせ

- ① 業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。
- ② 生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
- ③ 本年8月より、「45円コース」が新設され、特例事業場で30円コース以上であれば、PC、スマホ、タブレットの新規購入、11人乗以上の乗用車、貨物車も対象になります。

<問合せ先>

令和3年度業務改善助成金コールセンター(令和3年8月10日~)

(TEL 03-6388-6155)

東京働き方改革推進支援センター(TEL 0120-232-865)

<申請先>

東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係(TEL 03-6893-1100)